(2)　特定一般受給資格者（4(一)(3)が適用されることにより4(一)(1)イに掲げる者に該当することとなる父又は母としての一般受給資格者等をいう。）に支給する子ども手当（当該特定一般受給資格者に係る支給要件子どものうち中学校終了前の子どもに係る部分に限る。）については、当該子ども手当の額のうち当該特定一般受給資格者が児童手当法に規定する受給資格者であるとしたならば同法の規定によりこれらの者に対して支給されるべき児童手当等の額に相当する部分を、同法の規定により支給する児童手当等とみなして、同法の一部の規定を適用するものとした。（第二〇条第三項及び第四項関係）

(3)　施設等受給資格者に支給する子ども手当（特定施設入所等子ども（父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない施設入所等子どもをいう。）を除く中学校修了前の施設入所等子どもに係る部分に限る。）については、当該子ども手当の額のうち当該施設等受給資格者が児童手当法に規定する受給資格者であるとしたならば同法の規定によりこれらの者に対して支給されるべき児童手当等（特定施設入所等子どもを除く中学校修了前の施設入所等子どもに係る部分に限る。）の額に相当する部分を、同法の規定により支給する児童手当等とみなして、同法の一部の規定を適用するものとした。（第二〇条第五項及び第六項関係）

(三)　平成二三年一〇月から平成二四年三月までの月分の児童手当等の支給に係る特例

児童手当等の受給資格者は、平成二三年一〇月から平成二四年三月まで月分の児童手当等について、児童手当等の支給要件に該当しないものとみなすものとした。（第二一条関係）

7　交付金の交付

政府は、子ども手当の支給と相まって、子ども及び子育て家庭の支援に資するよう、市町村又は都道府県に対し、次に掲げる経費に充てるため、政令で定めるところにより、交付金を交付するものとした。（第二三条関係）

(一)　保育の実施への需要が増大している市町村における保育の事業の実施に要する経費

(二)　次世代育成支援対策推進法（平成一五年法律第一二〇号）に規定する市町村行動計画に基づく措置の実施に要する経費

(三)　(一)及び(二)の経費のほか、子ども及び子育て家庭の支援のために市町村又は都道府県が実施する事業の実施に要する経費

8　雑則

(一)　子ども手当に係る寄附

(1)　受給資格者が、子ども及び子育て家庭を支援するため、当該受給資格者に子ども手当を支給する市町村に対し、当該子ども手当の支払を受ける前に、当該市町村に寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、当該寄附を受けるため、受給資格者が支払を受けるべき子ども手当の額のうち当該寄附に係る部分を、受給資格者に代わって受けることができるものとした。（第二四条第一項関係）

(2)　市町村は、(1)により受けた寄附を、子ども及び子育て家庭を支援するために使用しなければならないものとした。（第二四条第二項関係）

(二)　受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等

(1)　市町村長は、受給資格者が、子ども手当の支払を受ける前に、子ども手当の額の全部又は一部を、学校給食法（昭和二九年法律第一六〇号）に規定する学校給食費（(2)において「学校給食費」という。）その他の学校教育に伴って必要な費用又は児童福祉法の規定により徴収する費用（市町村の支弁とされている保育費用に限る。(3)において「保育料」という。）のうち当該受給資格者に係る中学校修了前の子どもに関し当該市町村に支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、当該受給資格者に子ども手当の支払をする際に当該申出に係る費用を徴収することができるものとした。（第二五条第一項関係）

(2)　市町村長は、受給資格者が、子ども手当の支払を受ける前に、当該子ども手当の額の全部又は一部を、学校給食費、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成一八年法律第七七号）に規定する保育料その他これらに類する費用のうち当該受給資格者に係る中学校修了前の子どもに関し支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、当該子ども手当の額のうち当該申出に係る部分を、当該費用に係る債権を有する者に対して支払うことができるものとした。（第二五条第二項関係）

(3)　市町村長は、児童福祉法の規定により保育料を徴収する場合において、4(三)の認定を受けた受給資格者が保育料を支払うべき扶養義務者である場合には、当該扶養義務者に子ども手当の支払をする際に保育料を徴収することができるものとした。（第二六条関係）

(三)　施設等受給資格者が国又は地方公共団体である場合の子ども手当の取扱い

市町村長は、施設等受給資格者が国又は地方公共団体である場合においては、当該施設等受給資格者に委託され、又は入所している中学校修了前の施設入所等子どもに対し子ども手当を支払うものとした。この場合において、当該施設等受給資格者は、当該中学校修了前の施設入所等子どもが子ども手当として支払を受けた現金を保管することができるものとした。（第二七条関係）

9　附則

(一)　検討

(1)　政府は、平成二四年度以降の恒久的な子どものための金銭の給付の制度について、この法律に規定する子ども手当の額等を基に、児童手当法に所要の改正を行うことを基本として、法制上の措置を講ずるものとした。その際、全国的連合組織（地方自治法第二六三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の代表者その他の関係者と十分に協議を行い、当該措置についてこれらの者の理解を得るよう努めるものとした。（附則第二条第一項関係）

(2)　(1)の法制上の措置を講ずるに当たっては、当該給付を受けようとする者の所得の額が一定の基準を超える場合に当該給付を制限する措置について、当該基準について検討を加えた上で、平成二四年六月分以降の給付から適用することとし、併せて当該制限を受ける者に対する税制上又は財政上の措置等について検討を加え、所要の措置を講ずるものとした。（附則第二条第二項関係）

(二)　経過措置及び関係法律の整備

施行日において4(一)の支給要件に該当する者が、子ども手当の支給を受けようとするときは、認定の請求をしなければならないが、その場合において施行日の属する月から子ども手当の支給を始めるものとする等、この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うものとした。（附則第三条～第二三条関係）

(三)　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二三年一〇月一日から施行することとした。

---

## ◇電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（法律第一〇八号）（経済産業省）

1　この法律は、エネルギー源としての再生可能エネルギー源を利用することが、内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要となっていることに鑑み、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関し、その価格、期間等について特別の措置を講ずることにより、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進し、もって我が国の国際競争力の強化及び我が国産業の振興、地域の活性化その他国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義（第二条関係）

(一)　この法律における「電気事業者」の定義を、電気事業法（昭和三九年法律第一七〇号）に規定する一般電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者とすることとした。

(二)　この法律における「再生可能エネルギー電気」の定義を、再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる電気とすることとした。